

## 第31回 山口県学校環境衛生研究大会報告書

実行委員長 渡 辺 眞美子  
 実行副委員長 深 井 邦 彦

第31回山口県学校環境衛生研究大会は、去る5月17日(木)午前10時から、例年どおり、山口県教育会館を主会場にして、山口県教育委員会と山口県学校薬剤師会主催で、県内の教職員、栄養士、学校薬剤師等、約400人余の参加を得て、盛会に開催されました。

午後からの水質の研究協議会に山口県水泳プール安全管理講習会が併設され、県下のプール管理者が集い、水泳プール施設における安全管理の促進を図ることができました。県外からは中国全県の学校薬剤師の先生方並びに佐賀県からもご出席をいただきました。

午前中の特別講演は、「心の健康を育む学校環境」という演題で、山口県立大学大学院国際文化学研究科長であり、教育学博士の相原次男先生をお迎えしてご講演をいただきました。大変有意義な講演内容と賞賛されました。

また、午後の研究協議会では、1)水質 2)給食 3)理科薬品・学校環境 4)薬物乱用防止 5)保健委員会 の5つの部会に分かれ研究協議が進められました。今回は特に、学校における保健委員会活動の実践発表を設け、多数の先生方のご参加をいただきました。

今月号より3回にわたって、研究協議会の報告を順次掲載していきます。

**第1課題** 出席者：140名

報告者 深 井 邦 彦

1. 協議主題 学校におけるプール水の衛生管理について

内 容 学校におけるプール水の衛生基準について理解し、水質管理の意義について協議検討する。

2. 概 況

(1) ビデオ「輝く水しぶき」

プール開きの準備(清掃)及びシーズン中のプール管理の要点について視聴

(2) 発表「学校におけるプール水の衛生管理について」

山口県学校薬剤師会 深井邦彦

①学校環境衛生の基準

②水泳プールの管理 日常点検

③プールの維持・管理

(3) 発表「水泳プールの安全管理」(プールの安全標準指針)

(財)日本体育施設協会 専門委員 矢倉 裕 先生

①プールの安全標準指針の体系

- ② プール安全利用のための施設基準
- ③ ろ過装置について
- ④ 水質管理の要点
- ⑤ プールの事故
- ⑥ プール構造上での対策
- ⑦ プール事故防止のための施設管理
- ⑧ 緊急時への対応

### 3. 指導講評

司会者 山口県教育庁保健体育課 中村主査

質疑はなく、日本学校薬剤師会 杉下順一郎会長が指導講評をされた。

#### 要点概略

##### (1) 管理

水質の管理、施設の管理、健康管理

##### (2) 水質の管理

1. 遊離残留塩素濃度の維持
2. pHの管理
3. 腰洗い槽の使用について
4. 藻の発生は塩素剤の不足
5. ろ過装置 原則24時間運転 4ターンを目標に。
6. ろ過装置の運転は誰でもできるように表示等の工夫を。例、木札の番号。
7. プールサイドの清掃。グラウンドの砂、落ち葉、見学者も裸足で。
8. オーバーフロー。補給水。重要な汚れ防止。

##### (3) 施設関係の管理

1. シャワー、腰洗い槽。
2. 薬剤の管理。防湿。保管場所。プールサイドに持ち出さない。
3. 排水口の点検。
4. プールサイドからの直接の塩素剤投入は止めて。水に溶かしてから。

##### (4) 健康管理

1. 体調の管理 体力の変調を見極め遊泳中止を。
2. 消毒を十分に。

以上

## 第31回 山口県学校環境衛生研究大会報告

### 第2課題 給食

出席者数：45人

報告者 為 近 純 子

#### I. 協議主題 時代の流れに伴う点検表の実施における問題点について

**内 容** 学校給食は、近年少子化や合理化に伴い調理場の統廃合が起きている。そこで市町、場長、学校長、栄養士、調理員、業者、薬剤師のそれぞれの立場から統廃合により生じる諸問題を協議検討した。

#### II. 概 況

##### 1. 学校給食業務の民間委託について現状はどうなっているか。

山口県では、22施設において調理業務を民間委託している。その他、運搬業務、物資購入管理においても同様であり、その状況は6市1町において行われている。昨年度、これを利用している児童数は、小学校全体では6%。また市町ごとの割合は、下関市3%、宇部市3%、岩国市12%、柳井市9%、光市13%、周南市23%、周防大島町21%という状況であった。

中学校は、全体では9%と小学校より多く民間委託しており、下関市4%、宇部市4%、下松市100%、柳井市9%、光市17%、周南市22%、周防大島町23%であった。

全体においては、小・中合計で7%民間委託をしているという状況であった。

##### 2. 文科省からの指導はどのようになっているか。

学校給食の運営については、学校給食が学校教育活動の一環として実施されていること。また合理化の実施については、学校給食の質の低下を招くことが無いようにと示されている。

特に大切な点は、民間委託の実施においては、献立作成は設置者の責任をもって実施されるべきものであるから、委託の対象としないこととなっている。

小中学校は市町長、県立学校は県教委が設置者であり、必要と認めた場合委託業者に対して資料の提出を求めたり、立ち入り検査をしたりするなど、運営改善のための措置がとられるよう契約書に明記することとなっている。

受託者の選定は学校給食の趣旨を十分に理解し、円滑な実施に協力するものであることの確認を得て行う事となっている。

##### 3. 県内の学校給食の民間委託業者は、全て他県の業者であるが、円滑な実施ができているだろうか。衛生管理面については、大丈夫だろうか。

学校には学校薬剤師を配置すべきであり、環境衛生検査として、学校給食用の施設及び設備の衛生状態並びに浄化消毒等のための設備の機能となっている。

学校給食の衛生管理については、学校薬剤師との連携をとることが重要となっている。

##### 4. どうして民間委託しなければならないか。

学校給食は開始当初は、各学校に給食施設があり場長は校長であり、調理員が給食を作ってい

た。ところが、近年、市町村合併が進み学校の統廃合が行われるようになってきた。そこで統合した場合給食を作る施設がない、そうすると、別の場所に給食センターを新しく作るものが考えられる。しかし財政のことを考えると年間約180回の学校給食のために公務員を雇うゆとりはなく、パートあるいは、業者への委託といった状況が生まれてくる。

### Ⅲ. 問題点

学校給食の大前提は安全であるということである。今日まで山口県では学校薬剤師が給食調理場に自由に入出入りして衛生管理に従事していた。また密接な関係をもって衛生管理に努めていたが、民間委託の場合どのようなになっているだろうかまたどのようなことが必要であるか。

学校に給食調理場が併設されている場合と給食センターとして別棟に立っている場合とでは状況が異なるが、問題点は。

- 学校給食の衛生管理については、誰がどういう研修を組んで徹底するのかマニュアルを作る必要がある。
- 市と民間委託業者との契約が一番大切であり、契約内容のマニュアルがあれば、民間委託業者に示す内容も具体的に示すことができ、スムーズな契約ができる。
- 調理員の正規とパートの人員の実務研修は誰がするか。予算付けは。
- パート調理員が研修する機会が少ないというのが一番の問題である。正規の調理員と同じく衛生管理を行うにはどのような方法があるか。
- 契約は具体的な内容を示す必要がある。
- 県教委から市町教委に対して、学校給食衛生管理の民間委託に関するマニュアルを提示する必要がある。
- 民間委託業者の調理員に対して、栄養士と学校薬剤師が直接指導できるように委託契約書等に示す必要がある。
- 衛生管理、食材の管理は業者任せにはしない、民間委託業者の調理員には衛生管理指導等は直接できず、業者の主任クラスを通しての指導となることを聞いている。民間業者の調理員も県主催の研修会等に参加できるとよいと思う。
- 民間委託での衛生指導内容はわからない。業者側の調理員も研修会に参加できるような体制を市町教委は作らなければいけない。そのための契約を結ぶことも大切である。
- 民間委託にしたときに、契約の際の衛生管理についての内容が理解されていないことが問題である。状況をもう少し集約する必要があり、管轄するのはどこかはっきりしておく必要がある。

### Ⅳ. まとめ

民間委託業者と交わす契約書の中に衛生管理に関する事項を義務付ける細やかな項目やパートの研修また財政的な背景をどうすればよいか、また、どのような文言で県教委は市町に対して働きかけを行ったらよいか等検討し、今後の方向性についての考え方を提示した。

指導助言者として日薬から永野副部長、県学薬から樋口顧問が出席され、多くの管理者、給食主任、栄養職員から現場の声を聞くことができ、とても有意義な協議会となった。

**第3課題 理科薬品・教室環境**

出席者数：47名

報告者 中本光子  
篠田南海子

〈協議題〉「理科薬品等の適正な管理及び教室の空気環境について」

理科室及び保健室で使用される薬品の管理と、一般用医薬品の適正な使用について協議し、次に、新築、改築の教室等の空気環境特に、ホルムアルデヒド、二酸化窒素及びダニアレルゲンについて、県内学校での実施結果をもとに協議検討をする。

〈概況〉

1. 理科薬品等の適正な管理について

山口県教育庁高校教育課 指導主事 藤村 慎一郎

(1) 薬品管理基準の要点

平成7年10月に「適正な理科薬品の管理と安全な理科実験の手引き」を山口県教育委員会で作成し、各学校に配布。また平成12年10月に学校における理科薬品の保管管理基準を一部改訂し、平成19年度にも周知徹底を図る。

ア 管理すべき薬品の種類

毒物、劇物、危険物、特定化学物質

イ 帳簿について

- ・薬品保管使用簿（主体） 風袋込みの重量で記載
- ・薬品出納簿（事務室） 購入時に記入
- ・薬品使用票（補助簿） 必要に応じて整備

ウ 薬品管理責任者は教諭とする

(2) 薬品管理上の主な留意点

ア 不用薬品をためないように、計画的に購入すること。

イ 薬品使用票から保管使用簿への転記は速やかに行うこと。

ウ 希釈薬品の取り扱いについて、濃度によっては薬品保管使用簿への記載が必要。

エ 廃液（実験使用後の薬品）、不用薬品の適正な処理。

出さないための工夫をすること ①計画的な購入 ②その都度廃棄する  
③学校内のルールをつくる

オ 点検は学期に1回、総点検は毎年11月11日前後に。

2. 保健室で使用される薬品と薬の正しい使い方について

山口県学校薬剤師会 篠田 南海子

(1) 購入にあたって

ア 医療用医薬品を避け、必要な最小限度の量。

イ 購入した医薬品は「医薬品管理表」に記録し、また、容器等に購入年月日、開封年月日を記入する。

(2) 使用にあたって

ア 添付文書をよく読んで、必ずファイル等に整理保管しておく。

イ 使用期限を守る。

- (3) 保管にあたって
  - ア 内用薬と外用薬に分けて保管し、施設設備があること。
  - イ 直射日光の当たる場所を避け、湿気の少ない涼しいところに保管。  
貯蔵方法に指示のあるものはそれに従う。
- (4) 廃棄にあたって
  - 水質汚濁防止法との関連等もあり、注意が必要。

## 薬の正しい使い方

- (1) 薬育の重要性
  - 今、わが国の健康対策は、「治療」から「予防」へと移ろうとしている。
  - 生活習慣病をなくし、健康で長生きをするためには、自分の健康は自分で守るという意識を小さいときからもってそれを維持していく必要がある。
- (2) 一般用医薬品と医薬部外品
  - 医師の指示によらず、自分の判断によって薬を服用し、治療するいわゆるセルフメディケーションという環境の中で消費者自らが薬局、薬店で購入する作用の比較的穏やかで安全な大衆薬をいい、リスクの程度で1類～3類に分けられる。
- (3) 薬の正しい使い方
  - ア 薬の効果は血中濃度が一定以上になると現れるので、副作用を防ぎ薬を安全に使うため、決められた量や回数を守って服用すること。
  - イ 副作用や相互作用をよく理解しておくこと。

## 3. 教室等の空気について

山口県学校薬剤師会 名誉会長 中本光子

- (1) ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物
  - 教室内では通常はそれほど高濃度ではないが、新築時や改築時に建材等から発生し、児童・生徒が苦情を訴えることがある。今回は、18年度に県内で実施した検査結果について、測定方法等を説明し、事後措置等について検討した。
  - ア 1年に1回夏場（7月～10月）に検査するとよい。また、新しい機材の導入等物的環境が変わったら必ず測定すること。
  - イ 基準値の二分の一以下なら次の年から測定を省略できる。
- (2) 二酸化窒素の検査
  - 平成16年2月10日付けで基準値が改訂され、新たに定められた検査項目として、開放型燃焼器具を使用している教室等において測定することとなった。
  - 二酸化窒素は、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質として知られており、高濃度では呼吸器疾患やアレルギー発生の原因となる。従って暖房器具の使用に際しては、排気ガスを室内に放出しない方式が望ましく、排気煙突のないファンヒーター等の使用は問題であること等を説明。

18年度の測定結果について、測定方法、判定基準、測定時の注意点等について説明する。  
 ア 1年に1回冬場（12月～2月）、開放型燃焼器具を使用している教室等において検査する。  
 イ 二酸化窒素の測定と同時に二酸化炭素も測定する。

(3) ダニまたはダニアレルゲン

ダニの種類、生息環境、アレルギーの原因となるコナヒョウヒダニ、ヤケヒョウヒダニ等について説明。18年度は、県内では主としてマイティチェッカーによる方法で実施したのでその結果について説明。

ア 夏場（7月～10月）に測定する。

イ ジュウタンや畳がしやすい。

ウ ダニの至適発育温度を避ける。

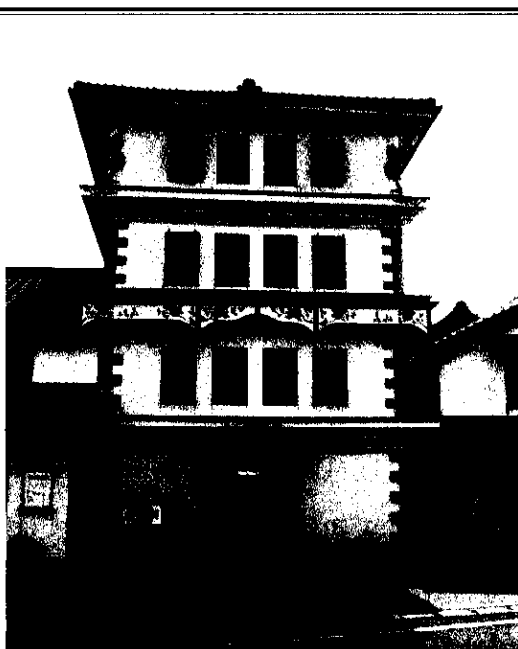
4. 指導助言

(1) 理科薬品、保健室の薬品等購入は計画的に。

(2) 理科薬品から一般用医薬品まで、薬についてどんなことでも相談しやすい学校薬剤師を目指してほしい。

(3) 学校においても、タバコ、シンナー等の話も必要だが、今一度「薬の正しい使い方」等の講義も考えてほしい。

(4) 学校保健委員会等を利用して、横の連携を強化しながら子供たちの健康を考えてほしい。



山口県東部に位置する上関にある“四階楼”は明治初期に小方謙九郎が3,000円かけて建てた木造擬洋風4階建ては日本では比類のない建築物で、平成5年5月に県指定有形文化財として保存されました。平成3年までは旅館“四海荘”として使われていました。当時の洋風を取り込んだ進歩的な建物で外観は白い漆喰塗り、窓にはステンドグラスが施されていて大変美しい仕上がりです。

(撮影：河田尚己)

## 第31回 山口県学校環境衛生研究大会報告

### 第4課題（保健委員会）

出席者数：54名

報告者 満 長 圭 子

#### I. 協議主題 保健委員会活動について

**内 容** 児童生徒が主体的に取り組む保健委員会活動をめざした教職員、三師会、保護者等の効果的な支援のあり方について協議検討する。

#### II. 概 況

##### 1. 講 義「保健委員会活動について」 山口県学校薬剤師会 監事 満 長 圭 子

今回、山口県学校環境衛生研究大会における初の部会となる。そこで、原点にもどり保健委員会活動とは、また、その活性化について協議検討することにした。

文中3ヶ所に誤印字があり、お詫びと訂正を伝える。

学校薬剤師は、児童生徒と接する機会も少なく保健委員会活動には関わりが少ないため、学校保健委員会を中心に話を進める。

昭和33年、学校保健法が公布され学校保健委員会は、その開催及びその活動について年間を通じて計画的に実施することが示されています。そこで、学校保健委員会の組織、運営、役割、進め方、事後活動と評価について検討した。

学校保健委員会開催時における検討点：

- ・児童生徒の身長・体重等について、自校と全国・県平均との比較が報告されるが個人データのチェックも必要。
- ・開催の運営案は、あった方がよい。
- ・時間は、1時間がリミット。但し、終了後も情報交換の時間もたれる程の余裕のある会であってほしい。
- ・学校保健委員会は、年間計画にそって実施されるものであるから計画通り実施されたかどうか確認し、達成されたものにはマーカーでチェックし、されなかったものは来年度の年間計画に生かす等の参考に。
- ・開催は事前に通知されるのであるから、学校薬剤師は必ず出席する様に。

保健委員会の活動は、学校保健委員会の活性化、そして、地域学校保健委員会の設置と促進へと発展して行くことが期待されます。

#### 2. 実践発表

##### 1) 「有用微生物群を活用した安心・安全・安価で快適な浄化・循環型学校社会の構築をめざして」

～有用微生物群を活用した有機廃棄物の再資源化を図る中で～

山陽小野田市立津布山小学校 教諭 田 坂 雅 樹

山陽小野田市を紹介。川のヘドロから環境汚染を考え学校からもゴミを出さない様に出来ないか、また、そのゴミの再資源化は出来ないかと考えた。

環境汚染の源となる有機廃棄物と化学物質を学校の外に出さないために、水質浄化や発酵分解



の力を持つ有用微生物群（EM）の活用を取り入れた。

EMとは、「役に立つ微生物」を集めたもので無害。

- ・ヘドロを分解し、水をきれいにする。
- ・ゴミを良質な有機肥料にする。
- ・米のとぎ汁発酵液は、トイレの掃除、プールの清掃に使用。EMせっけんは、トイレの消臭剤や床磨きに使用。

EMを取り入れることにより、学校から出る有機廃棄物はペーパーやダンボールを含めほとんど堆肥化できる。子どもたちが、生き生きとEM活動に参加し「健康で快適な学校環境」を目指している。

2) 「生徒が行う学校環境衛生活動について」 山口市立大殿中学校 養護教諭 木下 澄子  
本校の学校保健の目標は、委員会活動を通じて環境づくりに関心を持ち、実践力を身につけていくことである。

①保健委員会が行う教室環境衛生

- ・教室環境衛生日常点検→担任確認→保健室へ（照明、換気、机、いす、黒板、備品の破損、手洗い場の状況、残留塩素の測定、加湿器の管理（ストーブ使用時期））。
- ・放送委員による黙想チェックの実施（22パターンのクラシック音楽）。

②整美委員会が行う環境衛生活動

- ・ゴミの始末、清掃用具の整理、服装、態度、花壇の整備。

③拡大学校保健委員会について

- ・学校保健委員会は、年2回実施したがそのうち1回は拡大学校保健委員会とし全生徒、職員、保護者を対象とした。
- ・テーマは、「食と健康」（大殿中、食を考える日）。
- ・昨年は、「電磁波の健康に及ぼす影響」をテーマに学習。

3) 「トイレ環境Before After」 山口県立奈古高等学校 養護教諭 梅地 智子  
新聞記事の中に「建築医学」という言葉を見つけた。「場のエネルギーを高めれば白ずと生命力や自然治癒力が向上して行く。」と書かれていた。それを学校環境衛生と結びつけ、学校が古く、まずトイレをなんとかしたいと考えた。

- ・生徒保健委員会の日常点検活動から、トイレ環境の現状及び問題点を学校保健委員会に提出。全国の先進的な取り組みを紹介（広島県）。
- ・美術部と共同でトイレ美化ポスターを作成、掲示。
- ・家庭クラブの生徒によるトイレ改善大作戦の自主的な取り組み開始。
- ・ハード面として、事務室からの大きなバックアップ（経済的）。

保健委員会活動は、「自治活動」であり、自分達の健康の権利を守る場。活動を通じて学校全体の健康生活のレベルが上がり、生徒の状況にも変化が現れた（出席率、遅刻者、問題行動等）。

### 3. 研究協議

Q：拡大学校保健委員会、PTA保健委員会実施のアンケートについて

Q：地域の人にも参加してもらうには（例があれば）

- Q：高校における学校保健委員会の実施について
- Q：EMの取り組みと保健委員会の取り組みとの関わりは
- Q：トイレの浄化槽にEM菌を入れても良いか
- Q：「電磁波」の学習をされたとのこと。それは、携帯電話か。

#### 4. 指導助言

##### 1) 県教育庁学校安全・体育課 指導主事 小 田 美恵子

- ・「ヘルスプロモーション」の理念、環境作りは重要であり、平成10年教育課程審議会答申の「教科」における「保健」の改善の基本的な考え方にも生かされている。
- ・問題解決には地域との連携は欠かせず、「学校保健委員会」の運営の強化を図る必要がある。
- ・児童生徒保健委員会の運営上の留意事項を6つ。
- ・自校を愛せる環境づくりを。

##### 2) 県学校薬剤師会 理事 浅 原 秀 昭

- ・学校薬剤師としてまだ日は浅いが非常に参考になった。
- ・生徒が主体的に取り組むと自校の環境への関心が深まると考えられる。

##### 3) 学校薬剤師 河 田 和 子

- ・学校薬剤師による環境衛生検査に生徒は興味を持つ。先生の許可をもらって検査結果を伝え、改善すべき点があれば説明する。生徒は敏感に反応し、環境衛生の向上に役立つ。
- ・養護教諭による“保健だより”は、活動力にあふれている。
- ・3名の実践発表があったが、個人の力だけではなかなか効果は出ない。学校薬剤師も協力したい。

##### 4) 県学校薬剤師会 監事 深 田 慎 治

- ・EMについては、学んだことがある。EMの輪を広げてほしい。
- ・自分たちの手で作り上げる、自己責任を教育に入れられた実践発表は良かった。

### Ⅲ. まとめ

今回、初の部会「保健委員会」であったが、大変有意義な内容であった。小・中・高校のそれぞれの現場からの3名の先生による実践発表は興味深く、その内容は今後の会員の活動に役立つものと考えられる。

子どもたちの笑顔と互いの命を大事に出来る、自校を愛せる環境づくりを目指して努力してほしい。

本部会における実践発表に対する質問事項並びに今回の研究大会に対する意見・感想のアンケート用紙を部会場で配布した。

**第5課題** 出席者：24名

報告者 沖 田 敏 宣

**協議主題** 薬物乱用防止教育のあり方について

**内 容** 薬物の恐ろしさと薬物乱用防止教育の取り組みについて、当面する諸問題を協議検討する

**講演 1** 山口県学校薬剤師会 理事 沖 田 敏 宣

1. 学校薬剤師や外部講師による薬物乱用防止教育は、子供たちが薬物乱用を否定することを目標に行われている
2. 薬物乱用防止教育の目標  
生徒が正しい知識を得ることと、生徒が正しい行動をすることにある
3. 生徒の行動目標は、友人からの誘い、圧力に対抗する方法、社会的スキルの習得にある
4. 青少年を薬物からまもる社会  
覚醒剤等を徹底的に排除する政策、脱法ドラッグの麻薬指定等の方策が行われ、現在、日本ではほとんど覚醒剤製造が出来なくなっている
5. 乱用しない選択  
薬物自体を排除する（外的要因）ことと同時に、乱用しない選択をする（内的要因）心の強化が必要
6. 「乱用できない社会」から「乱用できる社会」へ  
インターネット等の発達により、薬物自体を排除することが不可能になってきている。
7. 乱用しない意思の強化  
子供たちへの薬物乱用防止教育と同時に、教師・保護者・地域住民への啓発が必要。  
学校、家庭、地域が一体となって子供たちを薬物から守っていかなければならない。

**講演 2** 山口県警本部 杉 田 敏 先生

1. はじめに
  - (1) 国内における薬物犯罪情勢
    - ・世界中の車の取引数よりも多い。覚醒剤、大麻が主
    - ・薬物の入手方法は、以前は密輸が多かったが、今はインターネットを利用するケースが多い
  - (2) 取締現場から見た薬物乱用の現状
    - ・周囲、家族が悲惨 絶対に踏み込んでほならない世界がある
2. 薬物乱用に対する少年の認識
  - ・喫煙、飲酒に対して、薬物乱用という認識がない
3. 少年の薬物乱用
  - ・薬物乱用者が増加し、ダイエット目的で覚醒剤を使用することが多い
  - ・女性は注射よりもカプセル、錠剤を使用
4. 学校における薬物乱用防止教育の重要性
  - ・薬物乱用の正しい知識
  - ・薬物乱用をやらないという強い意志
5. 少年の健全育成に資する薬物乱用防止教育
  - ・薬物乱用になる前に止める

講演 3 山口県健康福祉部業務課 田 中 和 男 先生

1. 薬物乱用の現状

(全 国)

- ・覚せい剤事犯は、検挙人数は減少したが、依然として根強い需要
- ・大麻事犯は、検挙人数が過去最高を記録
- ・来日外国人のうち、ブラジル人の検挙人数が大幅に増加

(山口県)

- ・覚せい剤検挙人数は、前年に比べ減少したが、依然として高い水準にある
- ・インターネットや携帯電話を利用した薬物の不正取引が横行し、地域を問わず深刻な状況が続いている

2. 最近の薬物乱用の背景

- (1)薬物乱用への抵抗感がなくなっている。使用方法が注射から経口摂取へと簡便化している
- (2)携帯電話、インターネットの普及、密売価格の低下により、薬物の入手が容易になっている

3. 児童・生徒に対する乱用防止指導

(1)薬物乱用ダメ・ゼッタイ教室実施率

- ・小学校50%、中学校60%、高校100% (H18年度)
- ・実施者 警察職員193校 薬乱指導員153校 保健所職員52校 その他33校

(2)薬物乱用防止高校生体験セミナーの開催

- ・高校生が元乱用者の体験談を聞くなど、薬物の本当の怖さを実感

4. 今後の課題

- (1)「薬物乱用ダメ・ゼッタイ教室」の実施率の向上及び充実
- (2)地域、家庭に対する運動の浸透
- (3)薬物乱用相談窓口の充実

講演 4 山口県こころの医療センター 院長 兼 行 浩 史 先生

1. 依存をもたらす物質（薬物）とは

- (1)タバコ、コーヒー、酒類、覚せい剤、コカイン、ヘロイン、シンナー等が依存をもたらす
- (2)禁止物質となっている薬物は、精神的依存、精神毒性がつよい

2. 依存症のキーワード

精神的依存：ある物質を摂取したいという欲求を強く抱いている状態（タバコ、酒類、覚せい剤などほとんどの薬物にある）

身体的依存：物質が体内からなくなっていくと離脱症状（いわゆる禁断症状）が出る状態（酒類、ヘロインにある）

耐 性：反復使用により物質の作用が弱くなること。その結果として、使用量が徐々に増えていく（ヘロインに強い）

精 神 毒 性：依存と厳密には異なるが関連してみられる。妄想・幻覚・精神錯乱などが起きる状態（覚せい剤、コカイン、シンナーに強い）

3. 依存症のメカニズム

覚せい剤・コカインなどはドパミン神経伝達を促進することにより、精神依存を引き起こす。

4. 脳の障害

シンナー・覚せい剤・アルコールで新皮質、覚せい剤・コカインで旧皮質、急性薬物中毒で脳幹に障害が発生し、脳幹の障害の場合、死に至ることがある。

5. 未成年者の喫煙は、薬物乱用の入り口

多くの禁止薬物は、煙や気体などの吸引によって乱用されており、喫煙習慣をもってしまった若者は、他の禁止薬物に興味を示すことが多い。薬物乱用者の全員が喫煙をしている。

6. 喫煙による健康被害をいかに食い止めるか

未成年者の喫煙を防止するとともに、喫煙者の禁煙への支援を行う必要がある。

喫煙者の80%が禁煙を望み、35%が禁煙を試み、5%が成功

協 議

- 薬物乱用は、シンナーを吸うことによる脳萎縮など精神毒性（神経毒性）や、身体毒性が問題である。これらのことを認識し、薬物乱用を絶対に行うべきではない。
- 大麻の種子は、熱処理されて鳥のえさとして利用されている。自生している大麻が多く見られる
- 薬物乱用者は、どの様に見えるのかを体験する方法がある。目にあわないめがねをかけると、よく見えない状況で、警察の安全協会にある飲酒運転用ゴーグルをかけると体験することができる。
- 身近なもので出来るため、ガスパン遊びというのがよく行われている。
- 子供だけ、親だけという薬物乱用防止教育ではなく、親と子供と一緒に行う方がメリットあるのではないか。
- 薬物乱用防止には、誘いを断る勇気、手を出した人が抜け出す勇気が大切である。医療機関も協力体制にある。



大山とサルビア

とっとり花回廊のサルビア・スプレンドスが真紅の絨毯を敷き詰めたように咲いていました。青い空とサルビアの赤色が対照的でとても色鮮やかです。後方には壮大な大山を望むことができ四季折々の草花を楽しむことができます。

(撮影：河田尚己)